

令和3年6月30日

財務省 国際局 調査課 為替実査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「外国為替検査ガイドラインの一部改正（案）」に対する意見について

令和3年6月1日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

**「外国為替検査ガイドラインの一部改正（案）」に対する意見**

項番	該当箇所	意見等
1	2-3 資産凍結等経済制裁への対応／（１）内部における情報の周知／①	「当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で」という記載について意図をご教示頂きたい。
2	2-3 資産凍結等経済制裁への対応／（１）内部における情報の周知／②	「当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で」という記載について意図をご教示頂きたい。
3	2-3 資産凍結等経済制裁への対応／（１）内部における情報の周知／③	「当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で」という記載について意図をご教示頂きたい。
4	<p>2-3 資産凍結等経済制裁への対応／（３）資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認／②／（iii）照合基準等／ロ。</p> <p>「また、第三者等による資産凍結等経済制裁対象者の行為の代理等により預金取引の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合には、預金者等からの説明や預金債権の発生・変更の原因となる取引の内容を証明する書類等により検証し、当該取引に係る真の相手方を合理的に判断すること。」</p>	<p>左記については、新規の口座開設であれば口座開設時、既存口座であれば、平時の預金取引の中で、預金者が預金者以外の人物（真の相手方）に代わって取引していることが判明した場合やその疑いがある場合において、その真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者である懸念が生じた場合に、左記の方法により真の相手方を判断することを求めていると理解しているが、その理解でよいか。</p>
5	<p>3-2 両替業務における取引時確認等の履行／（７）法人の実質的支配者の確認方法</p> <p>「法人である顧客の実質的支配者の確認は、信頼に足る証跡を求めて行う必要がある（犯収法施行規則第 3 2 条第 1 項第 2 号）。」</p>	<p>本件改正において法人である実質的支配者の確認について、犯収法施行規則第 32 条第 1 項第 2 号を引用しているが、当該条文は、「特定事業者によるリスク評価を踏まえた必要な情報収集」に関する条文と認識している。今回の改正は、両替取引における法人の実質的支配者の確認については、原則は犯収法施行規則 11 条第 1 項および 2 項にもとづいて申告を受ける方法で行い、その上で、施行規則第 32 条第 1 項第 2 号にもとづいて、リスクベースアプローチとして信頼に足る証跡を求める（＝金融庁ガイドラインと同じ）、ということと理解しているが、その理解でよいか。</p>

6	<b>3-2 両替業務における取引時確認等の履行／（9）継続的顧客管理</b> 「両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、顧客や取引のリスクに応じた頻度により、取引時確認により確認した顧客の情報(実質的支配者の情報を含む。)を継続的に精査する必要がある（犯収法施行規則第32条第1項第3号）。」	両替取引の継続的顧客管理に関して、犯収法施行規則第32条第1項第3号を引用しているが、当該条文は、「特定事業者によるリスク評価を踏まえた確認記録・取引記録等の継続的精査」に関する条文と認識している。したがって、両替取引を複数回行う全ての顧客に対して継続的な顧客管理が求められているものではないと理解しているが、その理解でよいか。
---	--	--

以上